

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』
に関するアンケートにご協力をお願いします。

アンケート調査票（案）

このアンケート調査は、はりやきゅう、マッサージなどの施術を受ける場合に、札幌市が費用の一部を補助する『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』を利用された方を対象に実施しています。

この施術費制度は、国民健康保険法が適用される『療養費』とは別に補助が行われる札幌市独自の制度のことで、その概要については「別紙」でご確認いただけます。このアンケート調査は、今後の施術費制度のあり方を検討するための基礎資料として、利用状況や効果などについてお尋ねしています。

つきましては、ご多忙の折お手数をおかけして申し訳ありませんが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成25年10月

札幌市 保健福祉局 保険医療部国保健康推進担当課

■調査対象者

本調査は、平成24年4月から平成25年3月の間に「札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）」を利用された、およそ2,000名の市民の皆さまを対象に実施しています。

■調査票提出期限

ご多忙中のところ恐れ入りますが、ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、
平成25年10月31日（木）までにご返送ください（切手不要）。

■調査票の取り扱いについて

回答結果は統計的に処理し、個別の回答内容が特定されることはありません。

■お問い合わせ先 札幌市 保健福祉局 保険医療部国保健康推進担当課

医療費適正化担当 [担当：〇〇、〇〇] TEL 011-211-2341 FAX 011-218-5182

施術費の利用状況についてうかがいます

- 平成24年4月から平成25年3月までの利用についてお答え下さい
- 以下の設問について、特に指定がない場合は、あてはまる選択肢（数字）に○印を付けてください
- 『施術券』などをご覧いただきながら、ご回答ください

問1 利用した施術は、つぎのうちどれですか。もっとも利用が多かったものひとつに○印、その他のあてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|----------|----------|
| 1. はり | 4. あんま |
| 2. きゅう | 5. 指圧 |
| 3. マッサージ | 6. 療術 |
| | 7. わからない |

問2 利用した対象の疾患は、つぎのうちどれですか。もっとも利用が多かったものひとつに○印、その他のあてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 1. 神経痛 | 6. 神経まひ |
| 2. リウマチ | 7. 関節痛 |
| 3. 五十肩 | 8. 腰部ねんざ |
| 4. 腰痛症 | 9. その他類症疾患（慢性的な痛みのある肩こりなどの疾患） |
| 5. 頸腕症候群（首（頸部）から肩・腕・背部などにかけての痛み・異常感覚） | 10. わからない |

問3 制度を利用した（施術を受けた）直接のきっかけは何ですか。もっともあてはまるもの一つに○印、その他のあてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 病院などで利用を薦められたので
2. 施術所*下から薦められたので
3. 病院などの治療だけでは効果が少ない、不安だったので
4. 施術所の評判や場所（自宅や勤務先に近い、便利など）がよかったので
5. その他（あてはまるものがない）

「その他」の内容：自由記入

注）「施術所」とは、あんまマッサージ指圧師やはり師、きゅう師が「医業類似行為」を行うための施設のことで、一般的には鍼灸院、治療院などの名称で呼ばれています（以下同じ）。

問4 施術費制度の対象となる疾患について、病院や診療所で治療は受けましたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

1. 病院や診療所で治療を受けた ※治療と施術の併用	2. 治療は受けていない ※施術のみの利用
-------------------------------	--------------------------

問5へお進み下さい

問4-1 問4で「1. 病院や診療所で治療を受けた」を選んだ方にお尋ねします。病院などでの治療と施術を併用した効果について、以下から選んでください。

1	2	3	4	5	6
非常にあった	かなりあった	あった	あまりなかった	なかった	わからない

問5へお進み下さい

問4-2 問4-1で併用の効果が「1. 非常にあった」「2. かなりあった」「3. あった」のいずれかを選んだ方にお尋ねします。問4-1の効果を選んだ理由について、もっともあてはまるものひとつに◎印、その他のあてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 痛みが和らぐなど、症状自体が改善したので 2. 体調管理など健康づくりに効果があったので 3. リフレッシュなど精神面に効果があったので 4. その他
「その他」の内容：自由記入

問5 この制度を利用して受けた施術自体の効果は、つぎのうちどれですか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

1	2	3	4	5	6
非常にあった	かなりあった	あった	あまりなかった	なかった	わからない

問6 一回の施術費制度の利用申込で、どの程度の期間（制度の利用開始から終了まで）利用しましたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

※現在も利用中の場合は、終了までの「予定」でお答えください。

※何度も利用申込された場合は、もっとも長い期間をお答えください。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 1ヶ月以内 | 4. 7～9ヶ月以内 |
| 2. 2～3ヶ月以内 | 5. 10ヶ月以上 |
| 3. 4～6ヶ月以内 | 6. わからない |

問7 一回の施術費制度の利用申込で、何回施術を受けましたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

※現在も利用中の場合は、終了までの「予定」でお答えください。

※何度も利用申込された場合は、もっとも多い回数をお答えください。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 1～5回 | 6. 26～30回 |
| 2. 6～10回 | 7. 31～35回 |
| 3. 11～15回 | 8. 36～40回 |
| 4. 15～20回 | 9. 41～45回 |
| 5. 21～25回 | 10. 46回以上 |

問8 施術一回あたりの時間はどの程度でしたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。 ※施術一回あたりの、おおよその平均時間でお答えください。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. ～10分程度 | 4. 31～40分程度 |
| 2. 11～20分程度 | 5. 41分～1時間程度 |
| 3. 21～30分程度 | 6. 1時間以上 |

施術費制度についてうかがいます

◆施術費と療養費の違いについて

『療養費』は、はりときゅう、マッサージの3種類、9つの疾患が対象で、期間や回数に制限がなく、国民健康保険が適用されることから、患者負担割合は1～3割となっています。

『施術費』は、はり、きゅう、マッサージに加えて、あん摩と指圧、療術の6種類、神経まひや関節痛、腰部ねんざなどの疾患も対象で、期間と回数の上限は6ヶ月45回（6ヶ月30回の延長可能）となっています。1回あたりの施術料金は3,000円の定額で、このうち自己負担が1,400円と患者負担割合は4.7割相当となっています。

※詳細は「別紙」を参照してください。

問9 前ページの「◆施術費と療養費の違いについて」を踏まえてお答え下さい。このような施術費と療養費の違いをご存じでしたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1. よく知っていた | 3. 知らなかった |
| 2. 何となく知っていた | |

問10 (療養費ではなく) 施術費を利用した理由は何ですか。その理由について、もっともあてはまるものひとつに◎印、その他のあてはまるものすべてに○印をつけてください。

- | |
|--------------------------------|
| 1. 過去に病院で治療を受けたが、効果が低かったので |
| 2. 病院での治療と施術を併用すると、効果が高いので |
| 3. 療養費が利用できない(施術種類や疾患が対象でない)ので |
| 4. マッサージを受けることができるので |
| 5. マッサージなど複数術の併用ができるので |
| 6. 病気の予防や体調管理など健康づくりに効果があるので |
| 7. リフレッシュなど精神面に効果があるので |
| 8. その他 |
| 「その他」の内容：自由記入 |

問11 現状より自己負担額が増減した場合、どのような影響がありますか。それぞれ、あてはまるものひとつに○印をつけてください。

①自己負担が増加した場合

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 同じように施術を受けた | 4. 施術は受けなかった |
| 2. 回数(頻度)を減らして受けた | 5. わからない |
| 3. 期間を短くして受けた | |

②自己負担が減少した場合

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 同じように施術を受けた | 4. わからない |
| 2. 回数(頻度)を増やして受けた | |
| 3. 期間を長くして受けた | |

問 12 ここでは、以下の4項目について、それぞれ現在の評価と今後の要望に関して、もっともあてはまるものひとつに○印をつけてください。

問 12-1 1回あたりの自己負担額：1,400円（定額：施術料金3,000円に対して4.7割相当）

①現在の評価	1	2	3	4	5
	非常によい	よい	どちらでもない	悪い	非常に悪い
②今後の要望	1 安くすべき		2 ちょうどよい		3 高くしてもよい

問 12-2 1回あたりの施術時間

①現在の評価	1	2	3	4	5
	非常によい	よい	どちらでもない	悪い	非常に悪い
②今後の要望	1 長くすべき		2 ちょうどよい		3 短くしてもよい

問 12-3 申込1回あたりの制度利用の期間：上限6ヶ月（6ヶ月までの延長あり）

①現在の評価	1	2	3	4	5
	非常によい	よい	どちらでもない	悪い	非常に悪い
②今後の要望	1 長くすべき		2 ちょうどよい		3 短くしてもよい

問 12-4 申込1回あたりの制度利用の回数：上限45回（30回までの延長あり）

①現在の評価	1	2	3	4	5
	非常によい	よい	どちらでもない	悪い	非常に悪い
②今後の要望	1 多くすべき		2 ちょうどよい		3 少なくしてもよい

問 13 この施術費制度自体についてご存じでしたか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 施術費と療養費の違いなどの内容を含め、よく知っていた 2. 名前程度は知っていた 3. よく知らなかった 4. 全く知らなかった |
|--|

問14 今後もこの制度を利用しますか。あてはまるものひとつに○印をつけてください。

1. 必ず利用する	4. 利用しない
2. 利用するつもりである	5. わからない
3. 機会があれば利用する	

問15 その他、「札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）」に関して、ご意見などありましたら、ご自由にご記入ください。

最後に、回答された方ご本人についてうかがいます
<可能な範囲で、ご回答ください>

◆ご自身について、それぞれ該当する項目に○印をつけてください。

住 所	1. 中央区	2. 北区	3. 東区
	4. 白石区	5. 厚別区	6. 豊平区
	7. 清田区	8. 南区	9. 西区
	10. 手稲区	11. その他	

年 齢	1. 19歳以下	2. 20～29歳	3. 30～39歳
	4. 40～49歳	5. 50～59歳	6. 60～64歳
	7. 65～69歳	8. 70～74歳	9. 75歳以上

年間収入	1. 100万円未満	2. 100万円台	3. 200万円台
	4. 300万円台	5. 400万円台	6. 500万円台
	7. 600万円台	8. 700万円台	9. 800万円以上
	10. わからない		

ご協力ありがとうございます。

この調査票を同封の返信用封筒に入れ、**10月31日**（木）までにご返送ください。

＜ 施術費について ＞

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』とは、医師が治療上、はりやきゅう、マッサージなどの施術^{※1}の必要性を認め、札幌市指定の施術所で施術を受ける場合に、札幌市が独自で行っている補助制度のことです。

『施術費』と国保法が適用される『療養費』の概要は以下のとおりですが、施術の種類や対象となる疾患、料金などに違いがあります。

◆ 施術費と療養費の概要 ◆

制 度	札幌市独自の『施術費』	国保適用の『療養費』
施術種類	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧・療術 ^{※2}	はり・きゅう・マッサージ ※マッサージについては、筋麻痺・関節拘縮 ^{※3} 等で医療上必要とする場合に限定
対象疾患	①神経痛 ②リウマチ ③五十肩 ④腰痛症 ⑤頸腕症候群 ^{※4} ⑥神経まひ ⑦関節痛 ⑧腰部ねんざ ⑨その他類症疾患	(はり・きゅう) ①神経痛 ②リウマチ ③頸腕症候群 ^{※4} ④五十肩 ⑤腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症 ^{※5}
医師の同意	医師の「証明書」の提出	医師の「同意書」の提出
医療との併用	可	はり・きゅうは不可 マッサージは可
施術の併用	一切の制限なし	はりときゅうの併用可、それ以外は不可 ※はり・きゅうとマッサージの併用は不可
施術料金	3,000円／1回（定額）	はり・きゅう 一術 1,230円 二術 1,500円 マッサージ 270円／一箇所
患者負担	1,400円／1回（定額） ※4.7割相当	1～3割
期間の上限	6ヶ月間（延長あり）	制限なし
回数の上限	45回（延長30回）	制限なし

注1) 「施術」とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」によって定められた資格を有する者が行う医業類似行為で、あんまやマッサージ、指圧、はり、きゅうなどが該当します。

注2) 「療術」とは、手技療法（薬や器械、道具などを使わず、素手だけで行う治療法）や電気療法（患部に電流を流す治療法）、光線療法（患部に光線をあてる治療法）、温熱刺激療法（いわゆる「ツボ」に温熱刺激を与える治療法）で行う民間療法のことをいいます。

注3) 「関節拘縮（こうしゆく）」とは、関節の動きが小さくなる症状、疾患のことをいいます。

注4) 「頸腕（けいわん）症候群」とは、首頸（けい）部から肩・腕・背部などにかけての痛み・異常感覚などの症状、疾患のことをいいます。

注5) 「頸椎（けいつい）捻挫後遺症」とは、むち打ちなどの後遺症をいいます。